

# JIS

## 乳幼児に配慮した製品の共通試験方法— 隙間・開口部による身体挟込み

JIS S 0121 : 2021

令和 3 年 3 月 22 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	天 野 美智子	株式会社オカムラ
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	黒 木 美 紀	一般財団法人日本消費者協会
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオントップバリュ株式会社
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原案作成協力者：独立行政法人製品評価技術基盤機構

(〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10 TEL 03-3481-1921)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 身体挟込み	4
4.1 身体挟込みの種類	4
4.2 身体挟込みのハザードとなる可能性の確認	5
4.3 頭及び首の挟込み	6
4.4 つま先から大たい（腿）部の挟込み	19
4.5 指の挟込み	26
解 説	31

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 乳幼児に配慮した製品の共通試験方法— 隙間・開口部による身体挟込み

Common testing methods for products with consideration of babies, toddlers  
and young children—Bodily entrapment in gaps and openings

## 序文

規格には、製品全般に対して子どもの安全確保のための指針、総則などの基本規格、類似の各種製品に共通して使用することができる試験方法、安全基準などの共通規格、及び個別製品ごとに作成した製品規格がある。この規格は、各種製品に横断的に適用することができる共通の試験方法の規格であり、製品の隙間・開口部が乳幼児の身体挟込みのハザードとなる可能性について確認するための規格である。

製品において、身体挟込みは、窒息などの致命傷に至る場合もあるため、隙間・開口部が乳幼児の身体挟込みのハザードとなる可能性を確認することは重要である。ただし、身体挟込みを生じないほどに隙間・開口部を完全に排除する、隙間・開口部を広げるなどの対策を行った場合、換気ができなくなる、身体が隙間・開口部に落ち込んで負傷する、隙間・開口部を通過後に落下する、などの別のハザードが発生する可能性がある。隙間・開口部への対策においては、乳幼児の身体を挟み込んだ場合のハザード及び隙間・開口部を排除した場合のハザードの両者を可能な限り調査・検討する必要がある。

## 1 適用範囲

この規格は、製品に存在する隙間・開口部が乳幼児の身体挟込みのハザードとなる可能性を確認する試験方法について規定する。また、この規格は、製品を設置した後に生じる製品と製品以外の部分との隙間・開口部などの、製品の外部に生じる隙間・開口部にも適用可能である。また、この規格は、乳幼児と同等の身体特性をもつ者についての安全管理を行う場合に適用することも可能である。

この規格の対象とする隙間・開口部は、形状及び寸法が変化しないもの、並びに素材の伸縮によって形状及び寸法が変化するものとし、製品の一部が可動であることによって隙間・開口部の形状及び寸法が変化するものは除く。

また、隙間・開口部が十分大きく、奥行きが深い閉鎖空間に上半身が入り込んで体が抜け出せなくなるハザード（窒息の可能性のあるハザード）は、この規格では扱わない。

この規格は、製品の隙間・開口部が身体挟込みのハザードとなる可能性を確認するものであり、製品の安全性を担保するものではない。また、製品の隙間・開口部によって生じる身体挟込み以外のハザードの可能性を判断するものではない。